

令和4年 第4回定例会
産業文教常任委員会会議録

長 与 町 議 会

令和4年第4回長与町議会定例会産業文教常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 令和4年12月12日
招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員 長	河野 龍二	副委員 長	八木 亮三
委員	西田 健	委員	浦川 圭一
委員	中村 美穂	委員	竹中 悟

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課 長	福本 美也子	係 長	江口 美和子
-------	--------	-----	--------

説明のため出席した者

建設産業部長	山口 新吾		
(土木管理課)			
課 長	山崎 禎三	課長補佐	田中 廣幸
課長補佐	久原 和彦	係 長	伊藤 央
主 査	川田 陽介		
(産業振興課)			
課 長	荒木 隆	課長補佐	畑中 隆徳
係 長	山口 亮	係 長	島 典明

本日の委員会に付した案件

議案第78号 長与町潮井崎キャンプ場条例
議案第79号 令和4年度長与町一般会計補正予算（第7号）
請願第1号 消費税インボイス制度の実施延期を求める請願

開 会 9時29分

閉 会 12時00分

○委員長（河野龍二委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業文教常任委員会を開会します。

令和4年第4回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第78号長与町潮井崎キャンプ場条例の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

皆さまおはようございます。それでは議案第78号長与町潮井崎キャンプ場条例につきまして、ご説明申し上げたいと思います。本議案は、町民及び町を訪れる観光客が自然に親しむとともに、野外活動やレクリエーションを通じて健康及び福祉の増進を図るための施策といたしまして、また、交流人口の拡大に寄与する施策としての活用を図るために、一帯的な施設管理を行う必要性がございますことから上程をするものでございます。また、長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館が位置する当該施設は、管理人が常駐しており利用者対応をしているほか、炊事棟やシャワー、トイレなどの各種設備の管理も適切に行っているところでございます。しかしながらキャンプやバーベキューを利用する際に使用料を徴収しておらず、展示ホールや研修室、温水シャワーならびに研修室の空調設備の使用料の徴収にとどまっているところでございます。昨年度、令和3年度の潮井崎公園におけます歳出決算額は346万914円であるのに対しまして、歳入決算額は3,400円となっており、支出額に対して収入額が占める割合が0.1%でございました。今後も公園の適切な維持管理を行うには、受益者負担の観点から使用者から使用料を徴収し、その財源の一部とする必要があると考えますことから、同時に施設の有料化を行うべく現在の潮井崎交流館に関します管理条例につきまして、屋外施設を含めたキャンプ場条例に全部改正するものでございます。

それでは第1条は、この条例の趣旨につきまして、第2条は、設置目的について規定をしております。設置目的につきましては、長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館の設置から20年以上が経過し、求められる役割にも変化が生じていることから変更をするものでございます。第3条は、名称と位置を、第4条では、キャンプ場に置く施設を規定しております。続きまして、第5条では、これまでどおり町が管理する旨を規定しております。第6条は、休場日について規定をするものでございます。第7条は、施設内で行う行為に関する許可につきまして、第8条では、当該行為に関する不許可につきまして新たに規定しております。第9条は、有料の施設につきまして、新たにキャンプ広場を追加するものでございます。第10条は、施設内における禁止行為について新たに規定しております。続きまして、第11条は、第7条第1項および第9条第2項の許可を受けた際の使用料について規定するものでございます。第12条の使用料の減免および第13条の還付につきましては、現在の条例を踏襲しております。第14条の使用許可の取消しにつき

ましては、災害その他やむを得ない事情により許可を取り消すことができるものとして、新たに第1項第4号に規定しております。第15条の損害賠償、第16条の管理委託および第17条の委任につきましては、現在の条例を踏襲しております。なお、附則におきまして、使用者等への周知が必要であることから、本条例の施行期日を令和5年4月1日としております。また、使用の申請および許可など、必要な事項につきましては、経過措置を設けております。以上説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

これから質疑を行います。先ほど、規則を配られましたけども、規則の方では特別に説明する内容はありますか。

それではこれから質疑を行います。質疑はありますか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今回の条例につきましては、先日の本会議場でも同僚議員が質問をして、その中でかなり疑問に思われる点がありまして、重ねての同様の質問も入りますが、伺いたいんですが、まず第2条、この健康及び福祉の増進を図ることを目的としと明確に書かれているわけですが、先日の同僚議員の本会議場での質疑に際しては、町民と町民以外の金額の差がないことの説明として、他の施設のような健康増進が目的ではなく、趣味性が強い施設という旨の答弁をされています。まず改めて、どっちなんですか。2条に書かれている健康及び福祉の増進を図ることを目的にしているのか、目的でないのか。これをちょっと説明いただきたいんですが。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

第2条に書かれておるとおりでございます。健康及び福祉の増進を図ることを目的とするものではございます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると、先日の同僚議員の質問は、町民と町民以外の値段に差がないのはなぜかという質問に対して、健康増進が目的ではない趣味性の強い施設であるからという答弁だったわけですね。ただ今改めて伺うと、この2条にあるとおり健康及び福祉の増進を図ることが目的であると。であるならば、やはり町民と町民以外の差をつけて、町民の健康及び福祉の増進を図る方に寄与すべきということに、理屈上からもなるんじゃないかと思うんですが、そのお考え、その価格の設定及びその理由等を改めて伺いたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

使用料に差をつけないことにつきましては、使用料を決定するに当たって、近隣自治体の有料キャンプ場等を調査いたしまして、その中で同じような比較的そういった形で設定としては安価の方向でっていうふうなことで考えて、設定をさせていただいております。ただおっしゃるとおり、町外からの利用者の使用料につきまして差を設ける必要があるというふうに考えておりますが、今回の目的といたしましては、町内には、宿泊施設数につきましてはあまり無いという現状、少ないという現状を鑑みますと、本施設につきましては、交流人口の拡大に寄与する施設としてのそういった期待というものもございまして、キャンプの使用に関して、町民とそれ以外の方の使用について料金を含めまして差をつけるというようなことにつきましては、交流人口の拡大という目的にそぐわないということも考えましたので、現時点では差をつけないということで設定させていただいております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると、今もご答弁で近隣自治体の有料キャンプ場と比較して安価に設定ということでしたけれども、私が調べた限りでは、アスレチックなんかも備えた時津町の崎野自然公園が、これ時津町民もしくは長与町民を含むこと、半数以上ですかね。含むという条件はありますが、1,040円と書いてありました。また、同じように海に面した同様のロケーションといいましょうか、近い環境の大村市の玖島崎キャンプ場というのは無料、また四本堂公園のキャンプ場も1,040円。あとロケーションは違いますが、山の中の琴海の赤水公園キャンプ場は無料となっていたんですね。そうするとこの1,100円というのが、少なくとも比較して安価とは思えないんですが、具体的に、その他どこのキャンプ場を調査して、それぞれ幾らだったかというのをまずちょっとお伺いしたいと思いません。

○委員長（河野龍二委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

県内の有料キャンプ場の方を8件ほど調査いたしました。その中で具体例を申し上げますと、長崎県民の森につきましては、キャンプで申し上げますと芝張りのサイトという宿泊の分が1区画1泊当たり3,100円となっております。また、四本堂公園も先ほど委員がおっしゃられたかと思うんですけども、例えばオートキャンプ場になると1区画が3,140円になるというようなこともございました。また佐世保市の白岳自然公園につきましては、1泊テント1張り当たり2,100円、大村市の野岳湖公園につきましては、持ち込みテントといたしまして、料金がちょっと変わるんですけども、例えば10人用以上であれば1,000円というような形になっております。それ以外に平戸市の御

崎野営場につきましては、テントの持ち込みが1張り1日当たり550円。これに1人当たりの利用料というのが別途掛かりまして、大人であれば1人1泊220円、子どもであれば1人1泊100円というのが加算されるという形になります。また、川棚町の大崎自然公園につきましても、大人と子どもの料金がそれぞれ設定がございまして、大人が600円、子どもが400円、テント1張りまでは無料なんですけれども2張り目からは1,000円というような形になっておりますので、区画だけで料金を設定している所と、区画プラス利用者の人数によって料金を設定している所がございましてけれども、本町の設定する1,100円につきましては、これらと比較しても高くはないという設定になっているというふうに認識をしております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

オートキャンプ場と比べると、ちょっと無理があるんじゃないかなと思いますが、いずれにしても今おっしゃったキャンプ場というのは、それほど近くない、近隣自治体というにはちょっと遠いんじゃないかなと。先ほどのとおりやっぱり四本堂とか、時津町、そういった所の方がやはり利用者の比較対象にもなりやすいのかなと個人的には思いますが。いずれにしても理由は分かったんですが、本会議場で確か質疑のときに、利用者にアンケートを取ってきたということだったと思いますが、おおむね有料化に理解が示されていたというようなことだったかと思うんですが、具体的にそのアンケートというのを、いつ頃からいつ頃までの期間とって、何人の回答があって、その中の何割ぐらいが有料化に理解をしたのか。つまり全員ではやはりないと思いますので、ちょっとその辺りを伺いたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

アンケートにつきましては、昨年11月から1年間実施をいたしました。延べ205名からの回答をいただいております。なお、潮井崎自体がリピーターが結構いらっしゃるということもありますので、同じ人が複数同じ回答をしないように、管理人が確認をしながら配布をしております。有料化に関する結果につきましては、「施設の維持管理には多額の費用が必要であるため、受益者負担の観点から有料化を検討しています。このことについてどう思いますか」という問いをさせていただきました。その中での回答としましては、3つございまして、1つ目が、サービスの維持向上には有料化もやむを得ない。次がサービスの質を落としてでも有料化すべきではない。3つ目が分からないという3択の回答形式でございました。結果といたしましては、サービスの維持向上には有料化もやむを得ないと回答された方が135名ということで全体の65%、サービスの質を落としてでも有料化すべきではないという回答が31人で全体の15%、分からないという回答が

32人で、こっちも全体の15%、無回答は9名で4%という結果でございました。一部重複回答がございましたので、回答数としましては207が、この有料化に対しての回答数という形になります。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今の答弁を伺った限りですが、結構聞き方が恣意的ではないかと思うんですよね。このまま有料化しなかったらサービスが落ちますよと言われれば、それは仕方ないというふうに答える人が多いかと思うんですよ。有料化しないで、今のままのサービスが維持されるということであれば、いや別にそれ以上サービスが良くならなくてもいいと答える人もいるんじゃないかと思うんですね。なので、ちょっと設問にも疑問がありますが、それは置いて。やむを得ないというか有料化でいいという方は6割ということですよ、65%ですかね。そうすると、本会議場での質疑において、見込みのいわゆる利用者と、あと金額というのを、平成31年の利用者そのまま計算したという話でしたが、普通に考えれば、その6割、要するに有料化すべきでないと答えた人は減ると考えて、そのままの数字じゃなくても多少減少するという方向で、少なくとも試算というのを出すべきじゃないかと思うんですね。利用したそのまま全員が有料化した金額になるというのは、かなり想定としてずさんじゃないかと思うんですが。その辺りのお考え、改めてあとはその試算といえますか、あれば伺いたいと思うんですが。

○委員長（河野龍二委員）

久原課長補佐。

○課長補佐（久原和彦君）

今委員のご指摘も確かにそういった旨もあるかと思えます。あとこちらの条例を以前は、ウォーキングセンター潮井崎交流館の管理運営に関する条例ということで、若干分かりづらいような何のための条例か。ウォーキングセンターをご存じの方であれば分かりやすい、分かると思うんですけど、それを潮井崎キャンプ場条例ということで、キャンプ場に特化した、いわば分かりやすい名称の条例に変えております。このことによって、長与町にキャンプ場があるんだよというような周知が一定できるものという認識です。現在でも管理人等もおりまして、一定水準以上のサービスは提供してきていると思えます。ですのでサービスの質的にはまず問題ないのかなっていうところですね。現状でもですね。あとコロナから回復が見られる中で、今後一定おっしゃられるように有料化によって足が遠のくという方も若干いらっしゃる可能性はあるとは思うんですが、こういったアピールの仕方であったりとか我々も工夫する中で、かつ交流人口も増えていくというのを期待する中で、31年程度の集客を見込めるのではないかということで試算をしているところなんです。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今は結構アウトドアとキャンプのブームがここ何年かあって、平成31年はもう既に多分そういうブームの中にあっただと思うんですね。ただ、こういうのは結構一過性という面もあって、もちろんそのままキャンプ続ける方とかも当然いるとは思いますが、また何か違うものが流行ればブームが減っていくというのものもあるんで。それからやはり先ほどのアンケートの結果で、すべきでないという人が3割ぐらいいるということを見ると、やはりそれを想定して試算しなければ、何のためのアンケートかという感じがするんですね。なので、ちょっとその辺りは、むしろ交流人口拡大が目的とおっしゃいますが、有料化によって少なくとも利用者が減ることはあっても、増えることはないと思っただけですね。なので、そういう意味からもちょっとこの条例が十分に調査や検討をされたとは思えなくて。私も有料化そのものを絶対しない方がいいとかとは言わないんですが、やはりもうちょっと利用者と町民の意向を確認したり、試算をもうちょっと正確にこのぐらい減少するんじゃないかとかを調査して、有料化前にも。もちろんこれ今、来年度からという周知期間を設けているということでしたけども、それでもそんなに期間も無いと思っただけですね。ある意味、そんなに急いでやる必要もないものかなとも思うので、一度ですよ、もう1回、金額、町民と町民外を区別するかとか、そういうのを精査して、再度提案していただけた方がいいと思っただけですが、ちょっとお考えを伺います。

○委員長（河野龍二委員）

久原課長補佐。

○課長補佐（久原和彦君）

ご提案ありがとうございます。まず、課長からの説明の中でもあったとおり、本条例の提案のまず第1の目的としては、現在キャンプ場の利用規定について何もなかったもので、一体的に管理する上で、キャンプ場条例と全部改正して、現在の管理運営の在り方に合わせるというのがまず1つの目的ということと、やはり昨年度が比較になるかということもございますが、昨年度もその充当率が0.1%であった。その前年は0.6%、さらにその前年も0.6%ということで、やはりこのサービスの質はある程度先ほど申し上げたとおり一定水準以上あると思っただけですが、この維持のためには、やはりこの充当率ではなかなか厳しいというところがまずございます。利用者の内訳としましては、一番多いのが長崎市からの44%で、2番目が長与町内で26%、3番目が時津町で11%ということで、かなりの割合で他市町の方が多いということですね。結局この受益者負担を利用者からいただかないという場合は、町税から全て賄うというこの現状ですね。先ほど申し上げたとおり交流人口に寄与する施設であるというのは間違いのないと思っただけですが、現在のこの状況というのはやはり何かしら改善しないとイケない。そして、これは急務であるというふうな認識をしているところです。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

やはりあの辺がようやくシーサイドストリートということで、温泉施設であったり、カフェ等ができつつあるというか、知られつつある中で、わざわざ、そこに来る目的になるそういうキャンプ場を有料化して、利用者が減る可能性というのを出さなくてもいいんじゃないかと。先ほどおっしゃったとおりそちらも認識はされているということですが、言ってみれば交流人口拡大やシーサイドストリートに来る人の維持というか、そういうためにそういう経費と考えられないのかなとは思いますが、この件は分かりました。最後に前1度、窓口でご相談したんですが、潮井崎で明らかにキャンプ、またバーベキューをしたと思われる人が、近隣のごみステーションに分別もしてなくて、町のごみ袋にも入れていない、また収集の曜日も関係なく捨てているという苦情が近隣のお店の方からあって伝えたんですが。まずこの件を担当課で把握しているのかと、その後何らかの是正措置を取ったのか。あとはもう1点、こういうことが実際にもう起こっている中で、この禁止事項、第10条ですね。さっき見ましたら規則の方では、申し込み時の注意事項にごみを持ち帰ることとありはするんですが、もっと条例に明記してより厳しくというか、もちろん罰則は難しいと思いますが、明記できなかったのか。ちょっとこの点をお伺いします。

○委員長（河野龍二委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

委員にご指摘いただきましたごみの件につきましては、再度、当然管理人が実際利用する前に注意事項の説明というのは行っているんですけども、その際に再度注意をするようにということで徹底の方はしております。また、今回この有料化を図る目的といいますか、副次的な効果としまして、有料化になることでマナーの向上が図られるというところは考えられます。これにつきまして実際に利用者のアンケートをとった中でも、有料化をすることで、マナーが悪い方が来られなくなるようなことも考えられると思うから賛成だというようなご意見もいただいておりますし、ほかの自治体でも実際に有料化に関しての調査をする中で、やはり有料化したことでマナーが悪いお客さんが減ったというようなことも報告がございますので、1点有料化することでマナーが向上して、よりほかのお客さんがほかの自治体等からも見えられる可能性というのは、高くなるのかなというふうに考えておりますので、今回そういう副次的な効果も期待されるのではないかと考えております。条例のごみの分につきましては、規則の方でこの注意事項の説明書の裏面に記載をさせていただいております、こちらの方で当然使用される場合というのは、この申請書を出さないといけないわけですから、この注意事項についても十分理解した上で申請を上げていただくということが期待されますので、この中に明記をさせていただいたということで、ご理解いただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

私も今の同僚委員の考えと同じ内容なんですけど、ちょっと確認をさせてください。まず1点、このアンケートのやり方というのは、どういうふうな、アンケート用紙を潮井崎に設けてそれが回答されたということですかね。それからいけば先ほど利用者が長崎市が44%、長与町が26%、それぞれあるんですけども、このアンケートの回答からすれば、長崎市の方の考えが結構多いということだと思んですけども、私も長崎市と長与町というのは、やはり金額的には若干やっぱり変えなきゃいけないんじゃないかというふうに思っているんですけども、先ほど支出が346万円で収入が3,000円ぐらいと言われましたか。その内訳というのをまずお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

令和3年度の実績として申し上げますと、支出346万円余りのうち、最も多くを占めるのが公園施設管理委託料ということで、シルバー人材センターに委託をしております管理人に関する業務ですね。こちらの方が約220万円ございます。次に多いのが公園の警備委託料ということで、警備会社の方に委託をしている部分というのが15万円余り。また交流館に置いております敷きマットの使用料というのが8万7,000円ほどというような順になっておまして、大部分を管理人業務が占めているというのが実情でございます。続きまして歳入につきましては、平成31年度の実績として申し上げますと、施設の使用料ですね。展示ホールですとか研修室の利用料がおおよそ2,000円、次いでシャワーの利用料というのが、おおよそ1万8,000円ですね。研修室に設置しておりますクーラーの使用料がおおよそ2,000円という形で、トータルで2万2,000円ほどの歳入となっております。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

分かりました。このキャンプ場ですけども、現在はテントを貸し出すとかなくて、ただ場所だけを貸すだけのやり方ですか。であれば、私としては有料化は若干ですけども仕方ないと思んですけども、町民と町民以外の使用料の差は、やっぱり必要じゃないかと私は思んですけども。もし可能であれば使用料等々をもっと増やすというのであれば、町として貸し出す例えばテントとか、そういうバーベキューをするセットとか、そういうのを貸し出して、それを有料化するとか、そういう考えもいろいろあるんじゃないかと思うんですけどもいかがでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

久原課長補佐。

○課長補佐（久原和彦君）

ご提案ありがとうございます。まずは先ほどから申し上げているとおり、ちょっとこの収入の充当率が低過ぎるというのを改善することがまず大事だとは思いますが、おっしゃられるように設備投資、大規模な費用がかからない形での貸し出しであったりとか、ソフト面の対策、サービスというのは、現在も検討しているところでございます。テント貸し出しになるかどうかは、今まだ検討中なんですけど、例えばまきですね。まきがやっぱり重いので、売ってくれないかというようなご意見もアンケートの中でありましたので、そこについて現在検討しているところで、備品の貸し出しについても、今後対応できる範囲で検討していきたいと思っているところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

お尋ねしたいんですけども、私、キャンプ場とかで借りたことがないものですから、この条例とかそういったものを新たに整備をされるということで理解はするものなんですけど、ホームページとかで見たら、予約の仕方ですね。まず申請書を出すというふうに書いているかと思うんですが、この中には当然、土日とか祝日とか、そういったところで利用したい。まずメールでの申し込みもできるというようなことが書いてあったんですね。細かく最後まで読めば、土日にするなら前の日の平日の12時までとかいろんな縛りが、それよりも前に利用したいという方は、一定ちゃんと予約をされるんだろうとは思いますが、そういう中で、私が気になったのが、こういう300万円程度、いろいろかかっているにも関わらず、受益者負担という観点から使用料を頂くのは致し方ないことなのかなと理解はしましたけれども、今後について、今のその申請、借りるに当たって申請のメールでのやりとりをされている。もちろんその潮井崎交流館に行って申請書をペーパーで出すという形でも、それができる方はいいと思うんですが、よそとか見るとウェブ予約とかいろいろ。ご存じと思うんですが、ホテルとか旅行会社とか、そういったような感じで実際空いているのか空いてないのかとか、そういう状況が問い合わせをしないと分からないというよりも、もうそこで空いていないと分かっただけというように、少しシステム構築が難しいのかもしれないんですけども、今すぐしてということじゃなくて、そういうことも含めて考えておられるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

利用者が申請しやすいような制度構築というところに関しましては、電子申請の予約受付ができないかということにつきましては、現状、関係課と協議検討を行っておりますので、こちらの方でシステム上できるということになりましたら、当然、電子申請の受け

付けを開始したいというふうには考えております。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

現在のコロナ禍で非常にキャンプをするということが人気であるということは、私もニュースや周りの感覚ではよく分かることなんですけれども、その中で先ほど同僚委員が言われていましたけれども、ごみの問題とか、何か崎野自然公園の、私も基本はごみとかは持ち帰るのが当然だと思うんですけど。例えば、まき火の残りとか、それを海とか砂浜とかに埋めたりとかする人がいるって、長与町の中ではないのかもしれないんですけど。そういうような全部ごみをまき散らすんじゃないって、そのまきの残り、使用後のそれだけは例えば捨てる場所を設けるとか。全部ごみを置いていければ、分別をしようが何しようが仕事量もごみを出すための経費もかかるので、それはするべきではないかと思うんですけど、そういったようなことは考えられたことはありますか。

○委員（中村美穂委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

現状、まき等を使って灰が出るかと思うんですけども、その灰につきましては灰捨場という所を設けておりますので、そちらの方で対応をしている状況です。それ以外のごみにつきましては、キャンプ、バーベキューというのは、アウトドアを楽しむものになりますので、当然、自然と親しむというところから考えますと、やはり出たごみについては、お持ち帰りいただいて、来たときよりもきれいな環境で帰っていただくというのが一番望ましいのではないかとこのように考えておりますので、ごみにつきましては、基本的に持ち帰りをお願いしたいというふうに考えております。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

分かりました。あと1点お伺いしたいんですけども、今までずっとキャンプ場で無料で使用していただいていたと思うんですけども、それに至っても申請書とか、どこの誰が借りるということは把握をされているわけですよね。その中で、ものすごく悪質な利用者がいたとか、そういったことはないのでしょうか。もちろん通常で考えれば名前、住所とかを書くので、そういう考えはないんだろうと思うんですけども、今までそういう困った事例とかそういったものがあつたのか、なかつたのか。先ほど有料化についての同僚委員の質疑の中の回答で有料化にすると、もっときちんと施設を使っただけけるってというような回答もあつたかと思うんですけども、今までの中で、もし分からないのであれば結構ですけども、そういうような悪質な事例があつたのか、なかつたのかだけ教えてくださいませんか。

○委員長（河野龍二委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

実際、現状としましてトラブルというのは、やはり存在しております。例えば潮井崎交流館自体が休館であるにも関わらず利用されて、そのままごみを放置して帰られた事例ですとか、また夜中まで大声で叫んで、飲んで食べてというようなところで、他のキャンプの方、また近隣の住民の方に対しての騒音といいますか、そういったところにつきましても、やはりトラブルの事例としてございます。また、バイク等を勝手にキャンプの広場の中に持ち込んで使用したりとか、そういった事例というのが、そんなに事例としてものすごく多いわけではないですけども、やはり実情としてはございますので、こういったところにつきまして、やっぱりマナーの向上というところは、必要であろうというふうに考えております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この現状をちょっとお伺いしたいんですが、まずアンケートを取っていろいろ調べたりされているということは、今からこのキャンプ場という位置付けをするんでしょうけど、その以前からもう多くの方が来ていたというそういう認識でしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

キャンプとしてのご利用というのが、現状は多いというのが実情でございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そういう利用者が利用することによって、かかる行政負担ですか。例えばトイレであったりとか、あそこは下水道も入っていますから、トイレを使われれば下水道もでしょうけど、確かバーベキューの設備はあったと思うんですけども、そういったものの管理であるとか、要するにキャンプに来られて行政にこれだけ負担がかかるという、何かそこら辺分かりますか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

今委員おっしゃるとおりトイレですね。トイレは上下水道の料金、使用料がかかると。そのほかにちょっと正確な数字はここで申し上げることはできないんですが、炊事棟で料理をされたりする。そちらにつきましては、今まで借用のみということで、当然そこで

使用される水道料金とかいうふうな部分については、町の方で負担をしている状況でございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そういう状態で年間300何万円出して、3,000幾らしか入ってこないという状況の中で、私ちょっと皆さんと違うんですが、何で今までこういうのを作って料金を取ろうというような動きにならなかったのかですね。もっと早くにやるべきじゃなかったのかという感じがしているんですけど。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

委員おっしゃるとおりでございまして、こちらが平成13年に設置をされまして、それからキャンプをされる方につきましては借用のみということでご利用いただいていたところでございます。実績といたしましては平成18年度からになるんですが、年間4,000人ぐらい。29年は5,200人ぐらい、平成30年度は5,500人弱、平成31年は6,200人弱、6,166人なんですが、こういった形で令和2年、3年につきましては、コロナの関係で施設自体は休館をしている時期がございまして、利用人数としてはここまではいってないんですが、平成31年までは右肩上がりだったところは利用実績としてございます。なので、以前からこういう議論はあったんだというふうに思うんですが、私どもアンケート自体は昨年度から1年かけて、利用者のご意見、ご意向、そちらの方の調査をさせていただいたんですが、そういった動き出しが昨年になったということで、その結果を受けて今回、肯定的なご意見が多かったということで条例の改正ということでお願いしたという経緯でございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

第2条にキャンプ場を設置するというところで書いてあるんですが、これは今の施設の中に何か新たに手を加えるようなことをされるのかどうか。

○委員長（河野龍二委員）

久原課長補佐。

○課長補佐（久原和彦君）

新たに設置するということはございません。現在でも潮井崎交流センターの附帯施設として、その広場をキャンプとして利用させているということになっていきますので、これをちゃんとキャンプ広場ということで定義をして、それを条例化したということでございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今度はこの3条で潮井崎キャンプ場ということで名称を変えて位置付けをしていくということでなれば、恐らく私は結構な人がこのキャンプ場という所で、目を付けて来られるんじゃないかなと思うんですよ。そういったときに、今のこのバーベキュー施設なんかもそう大したものじゃないですもんね。増えてくればそれなりにまたお金がかかってくるんじゃないかなと思うんですけども、そこら辺は逆に増えてくればそういう対応も必要になるんじゃないかなと思うんですけども、11条のキャンプ広場使用料の中に1区画幾らとかで示してあるんですけど、これは全部で何区画あるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

区画数といたしましては、15区画でございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

15区画で駐車場は何台停められるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

24台になります。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

大体概要は分かりました。いろいろ研究をされて1,100円とか延長220円とか決定はされたんだと思うんですけども、ぜひここら辺は、私はお金を払って使う人にとっても使うべきだというふうな考えでおりますので、むしろ遅かったんじゃないのかなというような気さえしておりますので、ぜひ頑張ってやっていただきたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

キャンプ場について15区画とおっしゃったんですけども、現状は、受け入れ数の上限を8組または40名のどちらかということで、これは変更されることはないんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

現状8組40名という数字につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としまして、あまり密にならないようにということで、その点を配慮して設定しております。従いまして、今後その新型コロナウイルス感染症の状況次第では、今の8組の受け入れ数を増やすというところについては、当然検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

では質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（八木亮三委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

少しだけ伺います。先ほどキャンプ場として15区画ということで、15区画というのは、もうあそこ全てをキャンプ区画にしてしまうということですか。どういう判断をされるのか。例えばデイキャンプというのはどういう判断をされるのか。そもそもあそこは、前の条例がウォーキング潮井崎交流館という形で、広場、いわゆる公園というふうな形での開設だったと思うんですね。キャンプでもないデイキャンプでもないという方々が、あそこを利用したいという場合が利用が可能なのかですね。いわゆる可能な広場が残っているのかですね。お伺いしたいと思います。

○委員（八木亮三委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

一般の利用としましては、潮井崎交流館がある所から逆側ですね。道を隔てて逆側の所につきまして、健康遊具を今置いている広場がございます。こちらにつきましては、これまでどおり予約等も不要で、ご利用いただけるというような形になっております。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

私もこないだちょっと確認しに行ったんですけど、どちらかというと今からキャンプ場という貸し出しをする所の方が海に面していて風光明媚で、できればあそこでゆっくりしたいというふうな感じを受けたかなというふうに思うんですね。それがもう全部有料でしか貸し出せない、予約でしか貸し出せないというふうな形になってしまうのか。それとも空いていればそこでそういうふうな、いわゆるデイキャンプでもなくて利用できるのかですね。その予約が入っていなければですね。それは可能なんですか。

○委員（八木亮三委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

基本的に現状の区画も割っているような形になるんですけども、例えば海側の所にはベンチがございます。この所につきましては、区画の中に入っておりませんので、自由に一般の方が利用していただけるという所がございます。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

ちょっとその辺が心配であるわけですね。そもそもの目的があそこは広場、公園というふうな形で開設されて、今度からいわゆる予約をしてキャンプでお金の必要性が出てくるという意味では、単純に今まで気軽に遊びに行った所が行けなくなる。言われたとおり駐車場側の方に遊具があって、トイレがあってというところで、そういう所は利用できますよということでしょうけど、あそこに着いて海を眺めるだとかという所に、ちょっと階段に降りていくということが、海岸べたの今説明されたのはコンクリートをされている所だと思うんですけどね。そういうふうな所の利用がしにくくなるというふうな感じを受けてしまうんですよね。それで、もう1つお伺いしたいのが、今シルバー人材センターに委託されているということですけど、この管理の中身ですね。例えば何時から何時まで、週、毎日の管理なんですか。その辺を少し教えていただきたいと思います

○委員（八木亮三委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

現状の契約としましては、毎週月曜日が休館になっております。これに加えまして12月28日から1月4日までが年末年始のお休みということで、それ以外は基本的に開館をしております。開館時間につきましては、5月から9月までが午前9時から午後6時半まで、それ以外の月につきましては、午前9時から午後4時半までという形になっておりまして、この時間帯に管理人が常駐しているという状況でございます。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

私はキャンプ場となると、やっぱりそこに1日、日をまたいで人がいるという状況になると、果たしてこういう管理でいいのかなというふうなちょっとその心配もするんですよね。この時間帯に、恐らく駐車場も閉鎖してしまうんですよね。利用者はそこに駐車して、駐車場が閉鎖されてしまうと車を全く出せなくなるんですか。それとも利用者は自由に出入りが可能なのでしょうか。

○委員（八木亮三委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

車止めにつきましては、管理人が出るタイミングで車止めをするんですけども、車止め自体は鍵がかかっておりませんので、何かあったときには車が出せる状況にはなっておりません。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

私も以前違う所でキャンプしたことがあるんですけど、そういう状況なら、そういうことがあってはならないと思うんですが、予約をせずに利用者が夜中に来て泊まって帰るということも可能になるわけですね。私が以前キャンプしたときには、夜中に来てテント張って、朝方いなくなったというふうな経験があったんですけども、何かそういう意味では、その管理体制もなかなか24時間管理するというのは非常に難しいかもしれませんが、そういうことも可能になるわけですね。料金を払いたくなくなれば、いない時間を見計らってキャンプして帰ってしまうというふうな可能性も出てくるんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺は何か対処法みたいなものを考えてらっしゃいますか。さっき警備の費用もあるということなんですけども、警備は毎日、夜何時かに来てもらえるようにしているんですか。

○委員（八木亮三委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

警備委託につきましては、交流館の中での警備という形になりますので、外につきましては警備等は発生してこない状況でございます。ですので、実際以前、休館をしている期間中に侵入者が来まして、炊事棟の水飲み場の蛇口を破損したというような事例がございました。この時には警察に相談をしまして、巡回の方をしていただくようお願いをしておりますので、まずそういう無断での利用等があった場合というのは、こちらの方でも把握をした上で、何かしらの対策につきましては行う必要があるものというふうに考えております。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

そこが無断で利用されたかどうかというのも分からないですよ。予約していてもその時間帯に来られなかったと。たまたまテント張って宿泊して、管理人が来る前にもう時間的な問題で帰られたというふうな問題も出てくると思うので。その辺は他のキャンプ場も非常に難しいところなのかもしれませんが、これから有料にするとなると、払った人と払っていない人が出てくるというのは、これは不公平が出てきますし、そういう意味

では何らかのやっぱり対処が必要ではないかなというふうにちょっと思うんですよね。あと第7条の次の各号に掲げる行為ということで、1つ例を挙げて申し訳ないんですが、業として行う写真及び映画撮影というふうなところで、1日当たりこのように金額を取りますとなるんですけど。これがそういうのを想定しているのかどうかよく分からない、例えば今よく流れるユーチューバーとしていろんな写真を撮ったり動画を撮ったりと。あれはSNS載せることで一定の収入が入るわけですよね。そうすると、それは業としてというふうな部分に入るのか。ただ、それは確認しようがないですよね。この間、長与町がモデルになった映画もありましたし、私はそういう意味ではこういうことこそ自由に長与町をアピールしてもらうためにも、お金を取るということをしなくて、どんどんあそこから風光明媚な大村湾や長与町をアピール、コマーシャルしてもらおうというのにも必要ではないかなというふうに思うんですよね。それをお金を取りますよってなると、どうなのかなという感じがするんですよね。その辺はいかがお考えでしょうか。

○委員（八木亮三委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

業として写真及び映画撮影を行うことというところにつきましては、私どもの方で想定したのは結婚式の前撮りをするですとか、そういったところにつきましては、一定の区画等を使う場合を想定をしている状況でございます。

○委員（八木亮三委員）

久原課長補佐。

○課長補佐（久原和彦君）

7条の行為の許可ですけども、これは本来のこのキャンプ場の目的にそぐわないような利用ということで、この例示をさせていただいているところでございます。話にありました業として写真及び映画撮影を行うことに関してですが、ほぼほぼ伊藤の方で申し上げたとおりなんですけど、想定しているのは、先ほど若干触れましたとおり、その場所を占有して本来のその目的を阻害するような形での利用というのを規制する意味でございますので、仮にそちらで記念写真を撮られるとか、YouTubeを撮影するということが本来の目的で利用されている方の行いを阻害するものでなければ、特に規制をする必要もないのかなというふうに現在のところ思っているところです。

○委員（八木亮三委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

1点だけなんですけども、管理人なんですけども、これはもう24時間、管理人がおら

れるというわけじゃないんですか。

○委員長（河野龍二委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

24時間常駐しているわけではございませんで、月によって変わりますけれども、午前9時から午後7時半まで、もしくは午前9時から午後4時半までというような状況になっております。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

今までは無料だったので自己責任ということではあるんですけども、今後、お金を取るということであれば、何か事故があったときどうするのかというので、管理人が必要じゃないかと私は今ちょっと思ったんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

現状につきましては、今設定しております時間帯に管理人を置くということで考えておりますけれども、今後何かしらのトラブル等が発生する事例としてそういった報告が上がってこようかと思っておりますので、そのようなことになった場合につきましては、どのような対策を取るべきかについて、検討して実施していきたいと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

私はこの議案第78号長与町潮井崎キャンプ場条例につきまして、反対の立場から討論いたします。本条例は長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例の全部を改正するものですが、最も大きな変更は、これまで無料で使用できていたキャンプ広場が有料となるというものになります。昨今のキャンプブームによって利用者が増加し、それに伴ってさまざまな経費、手間が増加することは考えられ、また有料化によって利用者の質やマナーが向上する可能性もありますので、無料であったキャンプ施設を有料にするという方向性に対しては必ずしも反対はいたしません、第2条の健康及び福祉の増進を図ることを目的としキャンプ場を設置すると明文化されているにも関わらず、質疑において健康増進ではなく趣味の施設という条文を否定するような答

弁などがあるなど、自治体の法律ともいえる極めて重大な性質を持っている条例の制定に当たり、無責任な部分を感じ、本条例そのものの根拠や信頼性、必然性を疑わしいと言わざるを得ません。大村湾を活かしたまちづくりの推進の中で、交流人口の拡大に資する施設と考えているとのことでしたが、アンケートの結果からも利用者は有料化すれば減少することも考えられ、そうなるとう当然に答弁にあった利用者の想定およびそれを基にした想定収入というのは、あまりにも単純な試算であり、町の一般会計の予算編成等にこういう数字が反映されるということは、町の予算全体の妥当性、信頼性をも損なうことになりかねないと考えます。また、この料金の根拠としても近隣のキャンプ場と比較して安価という説明でしたが、大村市、時津町、琴海という近隣と比較して安価とは思われず、料金の設定そのものも根拠、信頼性に乏しいと感じます。周辺地域はシーサイドストリートとして徐々にではありますが、カフェや温泉施設、町が補助金を支出したコワーキングスペースなど発展を見せている中で、こういう拙速な有料化は、その効果を減少させる可能性も高く、大村湾を活用した地域振興と逆行する結果が考えられます。以上のことから今後有料化の検討は必要としても、それに当たって利用者や町民の意向を、また適正価格、そういったものに最大限に十分な調査を行い、経費の回収よりも利用者の減少を最小限にする努力を行い、事前に町民への周知、説明責任を果たし、条例の持つ重さを再認識していただいた上で、全て万全を尽くしたという状態になって改めて提案されるべきと考えますので、本議案には反対をいたします。

○委員長（河野龍二委員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

賛成、反対いずれでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第78号長与町潮井崎キャンプ場条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。お疲れさまでした。場内の時計で10時50分まで休憩いたします。

（休憩 10時40分～10時47分）

○委員長（河野龍二委員）

では休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

議案の審査に入ります前に、先ほどの西田委員の質問に対しての答弁の誤りがあったということで、発言の訂正の申し入れが出ております。

伊藤係長。

○係長（伊藤央君）

先ほど私が潮井崎交流館の開館時間につきまして、5月から9月までにつきまして午前9時から午後7時半までと申し上げましたけれども、正しくは午後6時半まででしたので訂正をお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

今の訂正でご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

訂正させていただきたいと思います。

それでは議案第79号令和4年度長与町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。産業文教常任委員会分の審査を行います。本案について提案理由の説明を求めます。

山口部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

皆さまおはようございます。それでは議案第79号令和4年度長与町一般会計補正予算（第7号）の建設産業部所管の補正予算につきまして、所管課長より説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

それでは、まず土木管理課所管から質疑をしたいと思います。

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

それでは議案第79号令和4年度一般会計補正予算（第7号）の土木管理課所管分につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。それでは補正予算に関する説明書によりご説明申し上げます。今回の土木管理課所管分の補正につきましては歳出でございます。32、33ページをお開き願います。ページ上から2段目の8款2項2目道路維持費14節工事請負費の500万円の増額でございます。この増額につきましては、定林橋側道橋の整備事業におきまして、橋梁の架設計画に伴いまして、現在の場所に仮移設をいたしておりました車両用信号機および歩行者用信号灯器につきまして、側道橋上部工の完成時期が迫りましたことから、工事竣工と時期を合わせまして、当該信号設備の完成位置に移設するというものでございます。以上で土木管理課所管分の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。質疑はありますか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

定林橋については詳しく聞かせていただこうと思っておりますので質問をさせていただきます。信号機の移設にかかる費用ということでしたかね。元々あったのを移設して工事をして戻すことになっていたと思うんですけども、新たに500万円必要になった理

由は何なんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

こちらにつきましては定林橋の現在施工中の上部工の工事がございます。こちらの当初の施工の工期、工期が3月の中旬までという予定で動いておりました。現地を見ていただいている方も中にはいらっしゃると思いますが、若干ではございますが2カ月ほど工期が前倒しというか進んでおります。そういうことで当初3月末から信号機を元々あった場所に戻す工事につきましては、令和5年の当初の予定というところがございましたので、今回2カ月前倒しという形になりますので、途切れなく現地の完成に向けて進めるために補正予算という形で、今回要求の方をさせていただくということでございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

令和5年度の当初に予定していたものを今やるので500万円必要だということですよ。これも繰り越し2年目ですよ。上部工もですね。この工事の中に入ってなかったんですか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

交差点の信号機の移設につきましては、上部工の工事の中には入っておりませんでした。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

大体分かりましたけれども、確認ですけども、令和5年の当初に施工を予定していたものが、当初予算で上げることをせずに、500万円今回補正で申請をしたという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今のご説明で予定より2カ月ぐらい、3月だったものが2カ月ぐらいということでしたけど、もし分かればもう少し正確にといいたいでしょうか、まず側道橋が供用をされそうなのはいつぐらいになりそうなのかと、この信号を移設しないと側道橋そのものも供用されないのか。ちょっとそのスケジュールというか、伺えればと思います。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

現在のところ側道橋の工事があらかた、竣工完了に近づくのが1月の末でございます。そのまま供用も可能かと思いますが、現地を見られてご存じの方がたくさんいらっしゃると思いますが、側道橋の場所に前あった横断歩道が今、川の上流側に移設しております。ですので、あそこを渡られた方が長与中央線反対側に渡るというのに、動線的にちょっと長く歩いていただかないといけない部分もございますので、そちらにつきまして同じ流れで、現地の整備というか今回本復旧みたいな感じにはなるんですが、そういったことで今年度中に全て終わるような形で進めさせていただきたいということが私どもの思いでございます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると信号が元の位置に戻ってから初めて歩道橋も使えるようにするという、そういう意味ですか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

全て揃ってということが一番理想的と思いますが、今いろいろな声もあろうかと思えます。ですので、可能な限り側道橋については、早く通っていただけるような努力はしたいと思いますが、どうしてもその安全管理ですね。反対側の県道側も今横断歩道を消しておりますので、そちらの分も含めたところで総合的に考えていきたいと思っています。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

それでは土木管理課の質疑を終了したいと思います。

次に産業振興課について質疑をしたいと思います。説明をお願いします。

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

おはようございます。それでは令和4年度一般会計補正予算（第7号）の産業振興課分についてご説明申し上げます。まず歳入でございます。説明書の8、9ページをお開きください。17款1項7目1節ふるさと長与応援寄附金でございます。令和4年度の上半期

に受け入れた寄付額を基に前年度との伸び率などの比較を行いまして、令和4年度の寄付見込額を当初の1億円から1億3,500万円へ、3,500万円の増額をするものでございます。

次に歳出になります。16、17ページをお開きください。2款2項1目税務総務費は、ふるさと長与応援寄附金事業に係るものでございます。先ほどご説明申し上げました寄付額の3,500万円を増額したことによる経費の増額補正でございます。10節需用費は、返礼品の購入費、11節役務費の1行目通信運搬費は、返礼品の発送費用など、2行目のふるさと納税サイト利用料は、インターネットサイトを通じて寄付をされた際のサイト利用料とクレジット決済等の手数料でございます。12節委託料は、ふるさと納税業務委託料の増額補正となっております。次に、30、31ページをお開きください。6款1項3目農業振興費の1節報酬一般事務補助パート報酬は、人事院勧告に伴う報酬額の改定により、既定予算に不足を生じる見込みとなったため、当該不足額について増額補正を行うものでございます。11節役務費、それから18節の直売所省エネルギー等設備導入補助金についてでございます。新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や物価高騰の影響によりまして、光熱費の高騰が生じていることから、事業者等の負担の軽減に向けた取り組みに対する支援を行うものでございます。内容としましては、町内の農産物直売所における将来に向けた電気料金の低減を図るための省エネルギー・高効率設備の購入費用について、事業費の4分の3、上限50万円を補助するものでございます。次に、6款3項1目水産振興費11節役務費と18節大村湾漁協施設整備等負担金についてでございます。これについても光熱費の高騰に伴いまして、事業者等の負担の軽減に向けた取り組みに対する支援を行うものです。大村湾漁協が直売所の冷凍庫について、県の漁協経費負担軽減対策事業、これはコロナ禍燃油高騰における機器更新経費の支援の補助金でございますが、これを活用して入れ替えを予定されております。その経費の一部を関係市町で負担するもので、本町の負担額は、市町負担総額85万円を均等割50%、組合員数割50%で案分したものとなっております。次に7款1項1目商工振興費です。10節需用費、11節役務費、それから18節長与町電力・ガス価格高騰支援補助金についてでございます。これにつきましても光熱費の高騰に伴い、事業者等の負担軽減に資する支援策でございます。電力・ガスの価格高騰に伴い影響を受けている町内に本社を有する中小企業、住所を有する個人事業主に対して、高騰分の支援を行うものでございます。具体的には、令和4年4月から12月までのうちの任意の連続する3カ月において、売上高に占める光熱費の割合が昨年同時期と比較して増加している事業者に対し、年間の光熱費高騰分相当額の支援を行うこととしまして、必要な経費を計上しております。補助金の額につきましても、対象事業者を概算で370件、平均高騰額を15万円として積算しております。なお、1件当たりの上限額は70万円としております。以上が産業振興課分でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

それでは質疑を行います。歳入もありますけども、1ページなので、歳入歳出併せて質疑を受け付けたいと思います。どこでも結構です。質疑はありませんか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

30、31ページの6款1項3目18節直売所省エネルギー等設備導入補助金ということで、4分の3、50万円を上限とするという計上だと思うんですが、実際この設備を導入しようとする所が幾つかあるからこういうふうの上程されているのかと思うんですが、実際は、幾つかそういう動きがあるのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

町内には農産物直売所が全部で3か所ございます。それぞれに価格高騰で困っていませんかということでヒアリングを行いまして、1か所は蛍光灯だけということで、もう基本料金に収まっていることから、価格高騰の影響は無いというふうにいただいています。残る2か所について、例えばエアコンであったり冷蔵庫であったり、電気のLED化であったりと、そういったことにぜひ取り組みたいということでございましたので、2か所分の経費を計上しております。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

1か所はもう設備更新はしないということで、2か所分の100万円ということで理解はしたんですけども、これは実際にどれくらいかかるかという試算をしてかかったものを申請するものなのか。その見積もり段階といいますか、こういう工事がこれだけ想定しますということであるものなのか。その辺はどのようになっているのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

こういった補助金があった場合という前提で、一定こんなことしたいということを頂いています。その見積もりのものも頂いています。その上で判断した補助金の内容というふうになっております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

同じ所なんですけど、1か所当たり50万円ですが、先ほどおっしゃったエアコンとか、いわゆる省エネ機器というのを複数で最大50万円使えるんですか。例えば大掛かりな

何か再エネ設備とかのうちの50万、1つに対してとかじゃなくて、例えばエアコンを換えたいとか、その他今よりも省エネになる何かしらの買い換えとかをいろいろ何か所も、これもこれもというのでトータルの額の4分の3、50万円までという形なんですか。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

この補助金をベースに考えますと、事業費の4分の3ですから上限が200万円の事業内容になろうかと思います。もちろんその範囲で冷蔵庫を購入するという所もあれば、それを超えても一定こういった補助金があれば負担の軽減につながりますので、その200万円を超えて事業をやろうと思ってらっしゃる所もあります。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

当然、省エネ設備導入の補助金ですので、ただ買い換えるというわけにはいかないと思うんですよ。その冷蔵庫なら今のよりも省エネになっている。エアコンなら今のよりも省エネになっている。その辺は、どうやって判断をされるのかというのをちょっと伺いたいです。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

この購入する設備の要件として、一つは新品であるものに限るということにしております。それと一定の省エネ、高効率につながるものとして、一般的に公開されているような、こういった機器はこれぐらいの軽減が図れるというものがございますので、それをもって判断をしたいというふうに考えております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（八木亮三委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

それでは7款商工費のところ、本会議でも一般質問をさせていただいたので、改めて中身を詳しくちょっと伺いたいと思います。1件当たりの上限額が70万円というふうな説明がありました。これはほかのところでは一定3カ月の計算をして、そこでその差額に対しての補填、支援だというふうに思うんですけども、そういう形での補助金とい

うふうな形で見ていいのかですね。もう少しできれば詳しく説明していただければと思いますが。

○委員（八木亮三委員）

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

ご指摘のとおり前年と比べて一定の期間、3カ月間の売り上げに対する光熱費の割合が増えているというのが1つの条件にあります。補助金の交付額、支援金の額については、その差額ですね。3カ月分の差額を4倍したもの、要するに1年分ということ想定しております。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

これは中小企業、個人企業でも該当だということですけど、1点、電気料金等の領収書やそういうのが必要になるものなのか。その帳簿上で十分可能なのか。そこら辺はいかがでしょうか。

○委員（八木亮三委員）

島係長。

○係長（島典明君）

電気代、ガス代の領収書の写しを提出いただくようお願いしております。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

それは、いわゆるその一定1年間の中の3カ月分、3カ月分というのも連続3カ月になるんですか。そこも改めてお伺いしたいと思います。

○委員（八木亮三委員）

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

令和4年4月から12月までのうち、連続する3カ月分について、先ほど職員が説明したように領収書を添付していただくということになります。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

一般質問でも確認させていただいたんですけど、来年1月からという形で、1月のいつぐらいからその受け付けを開始するのか。どれくらいの期間、受付期間があるのか。改めてそこを伺いたいと思います。

○委員（八木亮三委員）

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

スタートのはっきりした日程までは決めておりませんが、1月の下旬から2月の末日までを想定しております。

○委員（八木亮三委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

同じところなんですけど、ほかの例えば介護事業所とか、病院に対する支援、同様の支援金というのは、全額がほぼ国庫支出金と思うんですが、これを見ると一般財源が5,500万円ぐらいのうち4,000万円となっていますが、そうするとこれは町独自にかなり上乗せというところなんですけど、国庫だけで足りないと思われるという1件当たりの金額とか、何かそういうのを算定して、一般財源からこれだけ出すというふうに分けられたのか。ちょっとそのほかの項の補助金との考え方の違いというか、あれば財源について伺いたいんですが。

○委員長（河野龍二委員）

荒木課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

まず前提として大きな違いは、介護、医療、福祉施設の方は、一定県の補助金が半分あるようございまして、残りをコロナ関係の電気、ガス高騰分を充てるということになってきたかと思えます。この中小企業向けの支援金につきましては、いわば全額が町独自の支援と。うち一部、臨時交付金を充てているんですけれども、これは交付限度額の全額をもう既に予算上、計上をしているということで、その不足分を一般財源というふうにご理解いただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

非常に重要な事業だと思います。それで至急でかつ漏れなく、やはり行っていただきたいと思うんですが、周知の方法というのは、どう考えられていますでしょうか。広報とかだけだと、どうしても限度があるのかなと。できれば1軒1軒というか、個人事業主も事業者も含まれるので、かなり難しいのかなと思うんですが、もう最大限周知していただきたいと思うんですが、こういう方法とかは、どう考えられていますでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

島係長。

○係長（島典明君）

委員おっしゃるとおり、広報、ホームページはもちろんのこと、西そのぎ商工会にも周知のご協力を頂くとともに、今まで支援金を申請いただいた事業所に周知ができればと、直接ご案内をできればとは思っております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

それではこれで質疑なしと認めます。

建設産業部の質疑を終了したいと思います。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

引き続き議案第79号の件を議題といたします。ただ今より教育委員会所管についての質疑を行います。

まずは教育総務課、学校教育課についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

森本課長。

○教育総務課長（森本陽子君）

それでは教育総務課、学校教育課所管分の補正予算につきまして、説明させていただきます。長与町一般会計補正予算（第7号）の5ページをお開きください。第2表債務負担行為です。4年度は、事務手続きのみで支出は発生しない債務負担行為となります。4年度より開設しましたGIGAスクール運営支援センター業務を切れ目なく5年度当初から運営する必要があり、4年度中に入札の公告、入札、契約の準備を行うための債務負担行為の設定です。次に、長与町一般会計補正予算（第7号）に関する説明書の6、7ページをお開きください。歳入です。14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金2節地域活性化補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、242万8,000円が教育総務課分です。歳出でご説明します就学援助世帯支援のための物価高騰対策教育費臨時特別給付金に全額充当いたします。次のページをお開きください。17款寄附金1項寄附金8目企業版ふるさと納税寄附金1節企業版ふるさと納税寄附金です。9月に事業所より長与町の子どもたちのためにとご寄付を頂きました。アクセスポイントとアクセスポイントケーブル、タブレット端末の不足分購入に充当予定です。

続きまして歳出です。32、33ページをお開きください。10款教育費1項教育総務費2目事務局費1節報酬です。学校教育相談指導員3名、適応指導教室支援員1名の人事院勧告増額対応分です。3節職員手当等の時間外勤務手当は、上半期に突発的な修繕に対応したために生じた不足額です。次のページをお開きください。2項小学校費1目小学校管理費10節需用費の消耗品費は、全校に寄付金で、アクセスポイントケーブルを購入予

定です。燃料費、電気使用料、ガス使用料は、エネルギー価格高騰による予算不足の補正です。11節役務費電話料は、コロナでの欠席者との連絡などで使用料が増えたことによるものです。17節備品購入費の一般備品購入費は、全校に寄付金でアクセスポイントとタブレット端末の不足分を購入予定です。2目小学校教育振興費です。1節報酬の教育相談員報酬は、子どもと親の相談員6名の人事院勧告増額対応分です。11節役務費、振込手数料は、その下の物価高騰対策教育費臨時特別給付金に係るものです。110円掛ける300件です。全額コロナ交付金で充当します。19節扶助費、物価高騰対策教育費臨時特別給付金は、就学援助世帯に学用品費等の支給額を上乗せすることで就学援助の充実を図り、物価上昇に対する支援をするものです。就学援助費は、国庫補助単価に応じて支給しておりますが、5年度より増額となる単価の4年度分との差額分を支給し、5年度支給額相当分を前倒しする形で支援いたします。5,000円掛ける300人を計上しており、全額コロナ交付金で充当します。なお、コロナ交付金を活用した臨時の特別給付金であるため、令和4年度限りの給付であり、5年度以降の支援は未定です。次に、3項中学校費1目中学校管理費です。1節報酬の教育支援員報酬は、支援員5名分の人事院勧告増額対応分です。10節需用費の消耗品費は、寄付金で全校にアクセスポイントケーブルを購入予定です。電気使用料は、エネルギー価格高騰による予算不足の補正です。11節役務費電話料は、コロナでの欠席者との連絡などで使用料が増えたことによるものです。17節の一般備品購入費は、全校に寄付金でアクセスポイントとタブレット端末の不足分を購入予定です。2目中学校教育振興費です。7節報償費の地域文化部活動推進検討委員会委員謝礼は、中学校文化部の地域移行に係る検討委員会の立ち上げによるものです。報酬が必要な外部の方、長与町文化協会会長、長与町文化振興審議会会長など5人分、1人8,000円を計上しております。検討委員は全員で11名で、1回の会議を予定しております。次のページをお開きください。11節役務費振込手数料および19節の物価高騰対策教育費臨時特別給付金は、小学校費でご説明したものと同一内容です。全額コロナ交付金で充当します。5,000円掛ける175人を計上しております。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

それでは質疑を行いたいと思います。まずは議案書の債務負担行為がありましたよね、第2表。これも含めて、あと歳入では6、7ページのところで説明を受けました。それと8、9ページですね。6、7ページでは、14款2項1目2節のところですね。あと歳出も34ページから37ページまでの教育総務課、学校教育課の所管がありますので、いずれでも結構です。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この5ページの債務負担行為なんですけども、ちょっと詳しく聞きたいんですが、これは、頭はいつ契約をされるのかということをちょっとお聞きします。

○委員長（河野龍二委員）

森本課長。

○教育総務課長（森本陽子君）

契約日そのものは5年度に入ってからになりますが、入札の準備ですね。公告であったりとかその他の準備は、もう1月から3月にかけてしていきます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

聞きますとこの上の複合施設と全く同じようなものなのですが、どうもこの債務負担の考え方で、私ども議員必携というのがあるんですけども、この中に通常具体的な次のような契約行為で行うものであるということで、2年度以上に支出がまたがる契約ということが示されているんですよ。だから今言われたように、年度当初の発注になるので、前の年度から準備をしなければならないというのは、どうも理由にないようなんですよ。だからここで言わせていただければ、恐らくこれ予算は5年度の当初で組むんだと思うんですよ。今は全然ないところで。本来ならそこで説明を受けて私ども議会の方は、賛成とか反対をいろいろ意見を聞いて、賛成ということで予算が成立すると思うんですけども。その前段で準備をしたいということだから債務負担をしてくれということなんでしょうけども、4年度の補正で債務負担ということなんですけど、4年度に債務は発生しないわけですよ。だから一般的には4年度の予算と複数年契約をした場合に、4年、5年で契約をした場合に、翌年度、5年度以降の予算についても債務負担行為で認めてくださいというのが議会の考え方で、どうもこれが債務負担になるのかなという感じがするんですけど、どうなんですか。そこら辺は議会は説明も何も受けない中で、はい分かりましたと、予算付けだけは予約してやりますぐらいな話ですよ。議会で賛成するということは、債務負担というのは、間違いなく予算を確保、付けますというようなことに反対もできないような立場になるわけですね、これで認めてしまえば。債務負担の手続きになるのかなあと思って、ちょっと疑問に思うところがあるんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

森本課長。

○教育総務課長（森本陽子君）

実務をする側としては、予算の確保ができた状態でないと、外部に向けて入札をしますとか発信ができないんです。もし入札の公告とかして外部に発信して実務が進んでいって、そのあとに3月定例会の予算計上のときに、万が一予算が通らなかったときに、やはり外部に対しても説明がしにくいというか。実務をする側としては、ある程度予算がありますという前提の基に実務を進めていきたいと思ったり、また、そのような方法を取っている自治体もありますので、このGIGAスクール運営支援センターに関しては、債務負担行為という方法を取らせていただきたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

言われている趣旨は十分理解はできるんですけども、あくまでもこの予算を確保してと言いますが、この債務負担したからといって予算が確保したことにはならないと思いますし。議会の議決を必要とする契約なんかでも、実務をされる前にも契約の入札をかけて計画をするわけですよ、仮契約という状況で。その仮契約書の一番末尾に、議会の議決が得られた場合に本契約とするとかというような条文を入れ込んで運用をしているわけですけども。こういった場合も予算が付いた時点で何か効力を発するとか、その入札とかの。そういう形でやれないのかなあと。私たちに求められる債務負担の決議というのは、相当結構重いようなもので、簡単に内容も分からないような中でお金だけお願いしますと言われて「はい、分かりました」というのも、どうなのかなという感じがするものですから。そういう趣旨でやられているということで、まあ一定そこは上がってきたものはだめとは言われなんでしょうから、ちょっと私の方も研究をさせていただきますけども。令和5年度の単年度契約ですよ。そういうのは書いてないんですよ。あくまでも2年以降にまたがる契約について、その先の年度の債務負担について、議会の方が認めるという話になっているんで。5年度の契約は5年度でやられればいいんじゃないかなというふうなそういう気がするものですからですね。ただその準備期間の関係だけで、この債務負担というのを使えるのかなという気がしているんですが。一応言うだけ言わせていただいて、これで答弁があれば何か答弁していただいて。お願いします。

○委員長（河野龍二委員）

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

先ほどの浦川委員の質疑に対しての答弁を求めます。

森本課長。

○教育総務課長（森本陽子君）

現在開設しておりますG I G Aスクール運営支援センターを、5年度の4月1日以降も切れ目なく開設を継続したいので、そのプロポーサル契約も含めた準備として、3月の予算議決後から実務をしていたら間に合わないの、この12月定例会で債務負担行為の設定をお願いするところです。よろしく申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

歳入の企業版ふるさと納税の分なんですけど、企業版ふるさと納税をいただいた企業は、町のホームページによると、ここから寄付を頂きましたと公表すると。もちろん了承が得られればと書いているんですけど、参考までにこの企業というのは、もし公表が可能であれば、どこの県の何という会社かというところと、あとこれがタブレットの購入とか、G I G Aスクール関係のあれですかね。何か物品の購入等だと思うんですけど、これは企業がこれに使ってくれというふうに納税されたのか、使途は指定がなくてこれに使ったのか、ちょっと伺いたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

森本課長。

○教育総務課長（森本陽子君）

まだ公表のご確認をいただけていないので、お名前はここでは伏せさせていただきます。寄付の使い道ですけれども、学校のためにということで、使途は特にご指定はありませんでしたので、学校教育課とも協議をしまして、必要な物を購入する予定にしております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

34ページ、10款2項2目物価高騰対策教育費臨時特別給付金というところなんですけども、一応確認なんですけども。中学校も一緒なんですけども、就学の援助ということなんですけども、これは申告制になるんですか、各家庭の。まずそれを。

○委員長（河野龍二委員）

森本課長。

○教育総務課長（森本陽子君）

全校に文書でお知らせをしますけれども、もう申告制ではなくて、就学援助に必要な口座はこちらでお教をいただいているので、振り込みますということで自動振込になります。ただ何らかのご都合で、この支援をもしご希望されない場合、そのときのみ「希望しません」という届けを出していただくことにしています。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

私が心配したのは、本当に必要な方にいっているのかどうかというのが心配なんです。学校としても、それは把握をされているということで間違いはないんですか。

○委員長（河野龍二委員）

森本課長。

○教育総務課長（森本陽子君）

補正予算が通りましたら、各学校宛てに実務の仕方を含め発信をします。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

34、35ページの先ほどの企業版ふるさと納税を利用した支出のところなんですけれども、それに伴って消耗品費だったり、一般備品購入費10款2項小学校管理費、中学校管理費もですけれども、その中で購入を予定されるというふうに説明がありましたけれども、タブレットの不足分というのがちょっと私気になりまして。もちろん児童生徒数の増減とか、教職員のというようなことなのかなと思うんですけれども、実際のところは学校によって不足分が違ってくるのだと思うんですけど、その不足分が要するに人数の問題、予備もしていたけれども、その分もっと生徒児童が増加した分というふうに捉えるものなのか、数年経って壊れてしまっというようなことも考えられるのか。そこを教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

森本課長。

○教育総務課長（森本陽子君）

このご寄付で購入させていただくのは、破損などをした分を補っていくということを考えています。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

破損分を補うというお答えなんですけども、学校についてばらつきはあるかと思いますが、まとめてで結構ですけど、小学校で何台分、中学校で何台分を想定されているのか教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

森本課長。

○教育総務課長（森本陽子君）

このご寄付で購入予定のものは、小学校が18台、中学校が12台を予定しています。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

タブレットの件は分かりました。この寄付によってアクセスポイントのケーブルを購入されるということなんですけども、よりつながりやすくというか、1学校に当たりアクセスポイントを増やすのは、どれくらいを想定されているんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

森本課長。

○教育総務課長（森本陽子君）

アクセスポイントは、各学校1台購入予定です。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

そしたら引き続き、生涯学習課について進めていきたいと思います。生涯学習課の説明を求めます。

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

よろしく申し上げます。生涯学習課所管分につきまして、説明をさせていただきます。説明書の30、31ページをお願いします。歳出でございます。上の段、6款1項6目多目的研修集会施設管理費14節工事請負費が所管分です。工事内容としましては、多目的研修集会施設大ホールの空調設備改修工事でございます。大ホール内に設置されております4台の空調のうち、1台が故障をし機能しておりませんので、その1台分の設置工事でございます。故障の原因としましては、経年劣化によるものでございまして、現在設置しております4台の空調機は、およそ20年が経過しているものと思われま。続きまして、36、37ページをお願いします。中段、10款6項5目文化施設管理費10節需用費の電気使用料が所管分です。町民文化ホールの電気使用料でございまして、増額要求の理由としましては、電気料金が増額したことと、コロナの影響によって利用される団体等が極端に少なかった昨年度と比較をしまして、今年度は、ホールの利用回数が180%、また、文化ホール全体の利用人数が200%以上増えていることが主な要因でございます。以上が生涯学習課所管分です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

では質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（八木亮三委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

30、31ページの多目の空調の改修ですけど、4台ある中でもう既に20年以上使っているということで、今回1台だけというふうな話をされていますけど、これどうなんです。例えば予算的に1台だけしか替えられないというふうな状況なのか。それとももういずれほかの機種も使えなくなるってなると、どうでしょうか。予算が付けられなかった部分もあるのかもしれませんが、全体的に替えた方が全体のかかるコスト、そのときにはいっぱいかかるかもしれませんが、長い目で見たらコスト減になるのではないかなというふうに思うんですが、その辺の判断はどうされたんでしょうか。

○委員（八木亮三委員）

北野課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

おっしゃるとおりでございます。4台一気に替えた方が長い期間で見た場合は経済的かもしれませんが、業者に確認をしました結果、残り3台は今正常に動いているということでしたので、ここで4台一気に替えるよりも、1台改修をしましてちょっと様子を見たいと思ひまして、1台分の改修工事を予算計上しております。

○委員（八木亮三委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

では質疑なしと認めます。これで教育委員会所管の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

請願1号消費税インボイス制度の実施延期を求める請願を議題といたします。

請願1号の審査方法についてお諮りします。本請願については請願の趣旨や内容を理解するため、会議規則第93条の規定により、紹介議員の説明を求めることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。従って本請願については紹介議員の説明を求めることに決定しました。

続いて、委員会条例第26条の2の規定により請願者を参考人として意見を求めることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。従って本請願については、参考人の意見を求めることに決定しました。それでは本請願については、紹介議員の説明および参考人の意見を求めるため、12月14日に改めて審査を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。従って本請願については、12月14日に改めて審査を行うことに決定しました。

議案第79号の結審がまだ終わっていませんでした。

それでは議案第79号については質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

議案第79号について、賛成の討論をいたします。

産業文教常任委員会に付託された分につきましては、質疑が尽くされたと思ひまして、不明な点はないと判断いたします。主な事業は物価高騰対策ですが、町民の生活を守る行政として、緊急に漏れのない周知と柔軟な対応で実施していただきたいことを申し添えて、本議案に賛成いたします。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

続きまして、賛成、反対討論いずれでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第79号令和4年度長与町一般会計補正予算（第7号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願1号の件も引き続き14日に審査することを決定いたしましたので、本日の日程は全部終了したいと思います。

本日はこれで委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（閉会 12時00分）